[法人の評価]

■ 1. 目的適合性(公益性)

 $※チェックは<math>O \cdot \Delta \cdot \times$ で記載

チェック項目				法人	市担当	委員会		
① 設立目的に沿った事業をしているか。				0	0	0		
② 現在の社	会経済状況のもと ⁻	でも設立目	的は有効か、ネ	希薄化していないか	0	0	0	0
③ 他の民間	事業者との競合はフ	ないか。代	替可能な類似の	り事業がないか。		0	0	0
④ 事業廃止	により市民は不利	益を被るか	0			0	0	0
			出資等法人の	自己評価		<u> </u>		
	☑ A. 適切	□ В.	概ね適切	□ C. 改善が貞	必要	D. 抜本的な 改革が必要		
評価の理由	 ① 北上市における地域福祉の中核組織として、当法人の独自事業や市の受託事業などを実施し、設立目的である、北上市における社会福祉事業や社会福祉に関する活動の活性化を行い、地域福祉の推進を図っている。 ② 少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など社会環境の変化、子育てや介護、生活困窮に関する不安など市民が抱える諸課題は多様化・複雑化しており、今後ますます生活課題の解決に向けた地域福祉活動の推進が必要であり、設立目的は普遍的である。 ③ 介護保険事業・障害者総合支援事業では競合する事業者がある。しかし、当法人は市全体をカバーし、特定ではなくあらゆる社会福祉事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への市民参加のための援助など、他の社会福祉法人とは違った役割・事業を担っている。 ④ 当法人は公益性が高く代替する事業者のいない事業を実施しており、事業の廃止は市民に不利益が生じる。 					生 生 す はるい を 活活 全動。		
			市担当部課の	点検評価				
	☑ A. 適切	□ В.	概ね適切	□ C. 改善が必	要	D.	抜本的 改革が	
評価の理由	て営利を目的と ② 近年の多様化 の更なる推進が ③ 法人は市内全 他民間事業者と	しない社会 する生活! 必要であい 域をカバー の競合はな 会は公共	会福祉活動の推 果題、地域、親 リ、設立目的は ーし、地区ごと ない。 生及び公益性が	(現「社会福祉法」 進に努めている。 族関係の希薄化なる 有効で希薄化はして に支部を設置して神 高く、生活弱者支持 益が生じる。	どが増大 [・] ていない。 畐祉サー	する中で 。 ビスを展	地域福祉開しては	业活動 おり、
政策評価委員会の評価								
	☑ A. 適切	□ в. і	概ね適切	□ C. 改善が必	要	D.	抜本的な 改革が。	
政 策 評 価 委員の意見	①-2 地域福祉 仕組みづくり、暮 んでおり、設立目	を担う人で らしやすい 的に沿っ <i>†</i>	づくり、地域福 い地域環境づく と事業をしてい	るものと考える。 祉を支えるネット「 り、地域福祉を推える。 の推進を図る」取れ	進するた。	めの基盤	整備に耳	取り組

- ①-4 概ね定款に記載の目的に沿った事業を行っている。
- ①-5 設立目的に沿った事業を展開しているものと認められる。
- ②-1 現状においても設立目的は有効であり希薄化していない。
- ②-2 高齢化や新たな福祉課題に対応するために、地域ごとのきめ細かい事業が一層必要となっている。
- ②-3 地域福祉の重要性は高まっており、希薄化していない。また、協議会の定款も時代の趨勢に合わせて改正しており、実情に沿った内容となっている。
- ②-4 設立目的は、現在の社会経済状況のもとでも有効であり、希薄化していない。
- ②-5 福祉ニーズは多様化しており設立目的は引き続き有効と認められ、希薄化等の問題も生じていないと思われる。
- ③一1 他に代替可能な類似の事業もあり、一部に民間事業者との競合はみられるものの、法人の組織力により、高度なサービスが提供されているものと考えられる。なお、地域福祉の充実を図るためには、地域の対応力を最大化する必要があり、そのために法人が果たすべき事業の内容・質の分析を行って民間事業者への支援・指導を含む役割をも考慮しつつ事業・運営に当たることが期待される。
- ③-2 福祉事業者、NPO、地域自治組織等との競合は存在するが、市の「地域福祉計画」と連携して市内小地域を網羅した事業を展開できる事業者として貴重である。
- ③-3 事業の一部に代替え可能性はあるものの、事業全体を見渡した場合は代替えの可能性は低い。
- ③-4 介護保険事業、障害介護給付費事業、日常生活自立支援事業の受託等については、他の民間事業者との競合の可能性はある。しかし、民間事業者に限ったサービス供給にはリスクがあり、サービスレベルの点において競争原理も働いていることから、適切であると考える。
- ③-5 子ども食堂などはNPO法人が実施している地域もあり、また一個の社会福祉法人としては他の社会福祉法人等との競合は生じ得るが、社会福祉法 109 条に基づく法的位置づけを与えられている点などを考慮すると、他の社会福祉関連団体等とは異なる役割を果たしているものと認められる。
- ④-1 事業廃止になれば市民は明らかに不利益を被る。
- ④-2 必要な福祉サービスや小地域ネットワークづくり等が支障を来し、市民は不利益を 被ると考えられる。
- ④-3 不利益を被るといえる。
- ④-4 他の事業者による代替可能性を損なう可能性が常にある事業であることから、事業 廃止により市民は不利益を被る可能性がある。
- ④-5 地域福祉の重要性が増す中、事業廃止は市民に不利益をもたらすものと認められる。 ただし、社協以外に市の事業委託を受けられる組織等がないかどうかについては別個の論点 として検討が必要と思われる。

■ 2. 財務状況 (経営の持続可能性)

 $%チェックはO・<math>\Delta$ ・ \times で記載

チェック項目			委員会
① 市に対する財政依存度が減少の方向にあるか。 (削減努力をしているか)			Δ
②事業に係る市に対する財政依存度は低いか。(市からの委託事業等以外の自主事	Δ	Δ	Δ

業の割合が高	いか)							
出資等法人の自己評価								
	□ A. 適切	☑ B. 概ね適	切 □	C. 改善が必	要	D.	抜本的な 改革がぬ	
	① 市からの補助 北上市の社会福	金や受託金収入の 祉事業や社会福祉						
り、一定程度やむを得ないものである。なお、事務費や福祉センターの節電など で共通理解を図り、経費節減に努めている。							など職員	全体
評価の理由	今後も、市民が求めるサービスを見極め、必要に応じて市に対して事業・サービスの提言を行いながら、その財源を確保したい。加えて、共同募金など民間助成金の活用も検討							-
	② 介護保険事業	や障害者総合支持 役割を果たすと						
	ただし、自主財 会費や寄附金な	源の基本である。 ど自主財源の更な 度・理解度を高め	会員会費は収 なる確保に向	ス入総額の5%Ⅰ]けて、一層の≦	こ留まっ [*] 当法人活動	ているこ 動の見え	とから、 る化と¶	会員
		市担当	部課の点検	評価				
	□ A. 適切	□ B. 概ね適	切	C. 改善が必	要	D.	抜本的7 改革が』	
評価の理由	を検証するとと② 事業に係る市	実施している事業 もに、数値目標業 に対する財政依存 むを得ないもの	業が地域福祉 を定める等、 度は比較的	上課題の解決とし 実績評価を求る 高くなっている	ハう目的! めていく! が、当法	に即した 必要があ 人に市か	事業で <i>を</i> る。 「委託し	あるか
		政策評	価委員会の	評価				
	□ A. 適切	☑ B. 概ね適	切	C. 改善が必	要	□ D.	抜本的 改革が	
	①-1 削減に対ないように思える							
	いことは当然であ 的な整理)を組み		り明確な論理	፟፟፟፟፟፟፟፟[(削減すべき∍	ものとそ・	うでない	ものとの	D論理
	①-2 市の財政 収支決算書」によ							
政 策 評 価	齢者ふれあい活動 したためである。						,	
委員の意見	に移行し、相談者 委託金の増額と並				数も2名だ	から24名	に増えて	こおり、
	①-3 協議会と				_			-
	分行き届いていな への財政依存はや			事業の効率化を ヨ	もとめる:	ものでは	無いので	き、市
		への財政依存はやむ得ないものと考える。 ①-4 補助金・交付金、委託料の額並びにサービス活動収益に対する比率は増加傾向にあり、財政依存度は増加している。サービス活動収益の減少傾向に対し、人件費比率は増加し						

ており、今後、事業規模に見合った組織体制への見直しが必要と思われる。

- ①-5 前回評価においては、「行政への依存度の増減や多少は必ずしも重要ではない」としたうえで「事業資金等のコストパフォーマンス的な観点から、社会福祉の目的に照らして投下した資金に見合う成果が得られているかどうかを基準に公金支出の妥当性を判断すべきと思われる」との評価指針を示したところである。法人側からは、経費削減努力等の主張はあるものの、事業そのものの効率性に関する評価については法人、市のいずれからも具体的な説明がなく、評価保留の趣旨で△とする。
- ②-1 財政依存の低下をはかるためには、上記の合理的な削減課題が分析・定義されなければ評価は難しい。一般には自主事業の創出・運営、支援者・会員などの拡大が考えられるが、これらについて現状では十分な展開が行われているか明確ではないように思える。
- ②-2 法人の資金収支計算書に基づいて「収入合計」に対する「市の財政的関与」の割合を求めると、42.4%(H26年度)から46.7%(H29年度)に増加しており、市に対する財政依存度は高くなっている。同期間中に収入合計が約700万円減少する一方で、市の財政的関与額が増加したためである。
- ②-3 長期的には互助の精神について会員への理解を深め、会費や寄付金収入の増額に努めていく必要がある。
- ②-4 補助金・交付金、委託料のサービス活動収益に対する比率は増加傾向にあり、財政依存度は増加しているが、生活困窮者自立支援、ふれあいデイサービス等の地域福祉に関わる収益性の低い事業であり、財政依存度が高いことは、やむを得ないものと思われる。ただし、社会福祉協議会運営費収入については、事業との直接的な関連性を見出しにくいものであるため、事業成果創出のため、効果的かつ効率的に支出されているかの可視化を図るべきと思われる。
- ②-5 一般会費の徴収率向上等、自主財源の拡大余地はあると思われる。

■3. 運営状況(計画性および効率性)

 $%チェックはO・<math>\Delta$ ・ \times で記載

	法人	市担当	委員会				
①経営の基本	0	0	0				
②中長期経営	計画を策定し、計画的に事業運営を行っているか。	0	0	0			
③設立目的に	沿った十分な成果を上げているか。	0	0	Δ			
④顧客ニーズ	Δ	Δ	Δ				
⑤市民への情	0	0	Δ				
⑥効率的な組 いるか、また	Δ	Δ	Δ				
⑦役職員の人件費は適切か。			0	0			
出資等法人の自己評価							
	□ A. 適切 ☑ B. 概ね適切 □ C. 改善が必要						
評価の理由	① 地域福祉活動計画(計画期間5年間)を策定し、基本理念・基本目標を定め、計画的に						
地域福祉を推進している。平成30年度は現地域福祉活動計画の最終年度となっており							

と協働で次期地域福祉活動計画(H31~H35)の策定に取り組んでいる。

- ② 地域福祉活動計画を策定し、計画的に事業運営を行っている。
- ③ 市の受託業務のほか法人独自の事業を実施し、なんでも心配ごと相談センターの設置、コミュニティーソーシャルワーカーの配置、生活困窮者自立支援事業の実施、小地域ネットワーク事業を通じた見守り支援活動の実施、福祉協力員活動の実施などにより北上市の地域福祉の推進を図り、一定の成果を上げている。また、現地域福祉活動計画を策定する中で、新規事業にも取り組み地域福祉の向上を図っている。
- ④ 地域福祉懇談会を開催し市民の福祉課題やニーズの把握に努めており、また、地域福祉活動計画の策定にあわせた市民アンケートや事業参加者に対するアンケート調査を行い、新規事業の実施や見直しを行っている。また、次期地域福祉活動計画に市内社会福祉法人連絡会の組織化を計画しており、情報交換などを行いながら福祉ニーズに対応していきたい。
- ⑤ 当法人の機関紙の発行回数を増回するとともに、ホームページにより情報発信を行っている。法人の運営状況(事業報告書、決算書など)を掲示場に配置・閲覧可能にしているほか、ホームページにも掲載し情報公開を行っている。
- ⑥ 三役会(毎月)、理事会(年6~7回)、評議員会や支部長会議を開催し、運営状況や 今後の運営のあり方などについて情報共有を図り、運営に当たっている。
 - ・正規職員が少なく期限付職員の割合が多い状況や、介護保険関係事業所においては人員 不足の感があり、他市の状況なども参考にしながら継続して検討する必要がある。
 - ・職員研修計画を定め、行政機関や岩手県社協などが主催する会議・研修会に参加し職員の資質向上に努めている。
 - ・当法人支部と自治協議会 (交流センター) の一体化の取り組みを進め、地域づくり、まちづくり一体となった地域福祉力の向上を図っている。
- ⑦ 役員の人件費は、他市社協の状況などを参考に見直しを行ってきているが、職務や責任 程度などを鑑みる中で今後も継続して検討する必要がある。職員の人件費は、北上市職員 に準じているが同年代で比較すると市より低い給与となっている。他市社協職員との比較 ではほぼ同程度の給与水準にある。

市担当部課の点検評価

│	 ☑ B. 概ね適切	 │	D.	抜本的な
□ A. 迎切	✔ □. 似43辿9]	□ 0. 以普加必安 		改革が必要

- ① 地域福祉活動計画を策定し、基本理念、基本目標を定め、計画的に地域福祉活動を推進している。平成30年度で現計画が終了することから、平成31年度は市と協働で第4次地域福祉活動計画を策定することとしている。
- ② 地域福祉活動計画をもとに事業を進めており、計画的に事業は行われている。
- ③ 市からの委託事業のほか、地域福祉活動の推進のため、福祉協力員、ボランティアの活用、コミュニティーソーシャルワーカーの配置、生活困窮者自立支援事業の実施など成果を上げている。

評価の理由

- ④ 地域福祉懇談会を開催し、多様化する住民の福祉課題やニーズの把握に努めているが、 幅広い年代からのニーズ把握については十分とは言えない。
- ⑤ 法人の機関紙を発行、ホームページによる情報発信を行っている。
- ⑥ 理事会や評議委員会、支部長会議等を開催し、運営状況や今後のあり方、課題について の情報共有は行っているが、多様化する課題に対応する専門職員のスキルアップの向上が 図れていない。職員の技術力、専門性を高めるための研修を積極的に実施していく必要が ある。
- ⑦ 人件費は他市社協職員と比較してほぼ同程度となっており、概ね適切である。

政策評価委員会の評価							
□ A. 適切	☑ B. 概ね適切	□ C. 改善が必要	D. 抜本的な 改革が必要				

- ①-1 地域福祉活動計画を策定し、基本理念・目標を定めている。
- ①-2 5年間の「地域福祉活動計画」を定めるとともに、毎年度、基本方針と基本目標を掲げて活動している。
- ①-3 協議会定款に目的と事業を規定している。
- ①-4 地域福祉活動計画を策定し、将来像や基本目標を定め、基本目標に則り、計画を策定している。
- ①-5 経営の基本理念等は提示されているものと認められる。
- ②-1 地域福祉活動計画を策定して事業を行っているが、例年の事業計画には、中長期の経営計画・改善計画との関係や展望まで明記されていないことから、現状では中長期の経営方針までは用意されていないのでは?
- ②-2 5年間の「地域福祉活動計画」を定めているが、財務計画は作成していない。
- ②-3 5カ年間の行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、計画的に事業運営を行っている。
- ②-4 中期的には、地域福祉活動計画により、事業運営が行われている。
- 2-5 地域福祉活動計画を策定し、計画的に事業運営を行っている。
- ③-1 設立目的に沿った成果を上げていると考える。
- ③一2 「地域福祉活動計画」及び毎年度の基本方針に沿って活動が行われており、基本的には設立目的に沿った成果を上げていると言える。ただし、北上市は「あじさい都市」を掲げており、16地区の自治協議会(地域交流センター)と連携した小地域単位の福祉を強化していく必要がある。そのため、地域交流センターと社会福祉協議会の支部との一体化の推進が求められる。その際、コミュニティソーシャルワーカーの活動が重要と思われる。相談件数、訪問件数はまだ少ない。地域での活動がより一層求められる。また、生活困窮者自立支援事業、地域まるまる食堂の取り組みは評価できるが、訪問件数や開催回数の増加が望まれる。

る。 ③-3 随時定款を見直し、時代に合った福祉事業を展開しており、その努力を評価したい。

- ③-4 定款に記載の目的に沿った事業を行い、一定の成果を上げているが、福祉関係者(担い手)の範囲を北上市と社会福祉法人に限定せず、拡大することにより、より大きな成果が上げられるものと思われる。
- ③-5 コミュニティーソーシャルワーカーの配置など独自事業の展開により地域福祉の向上に貢献しているものと認められるが、一方で多様化する福祉ニーズに応えきれているかどうかには疑問もある。
- ④-1 顧客ニーズを把握するための取り組み・努力は確認できる。一方市民意識調査の結果では、満足度にかなりの順位低下がみられるが、その要因究明が必要ではないか?法人はその事業を通して多様な顧客に直接接しており、そのニーズを把握する機会が十分あることから、その膨大な顧客情報を集約・分析して効果的に事業に反映させる仕組みを用意して欲しい。また深刻な課題を抱える市民が直接問題を訴える機会は少なく、これらの情報やニーズの把握は、その接点を持ちうる民生委員や関係NPOからの情報把握が重要であり、その機会・仕組みができているかどうかも評価のポイントとなる。
- ④-2 地域福祉課題解決ネットワーク会議の開催は評価できるが、会議参加者の幅を広げ、 多様な人々のニーズ把握に努められたい。

政 策 評 価 委員の意見

- ④-3 市の地域福祉計画に対しても市民アンケートを踏まえた検証を行うなど、ニーズ把握に努めており、その結果を子ども食堂など独自の取組に反映している。なお、市が求める全ての世代に対する包括的なニーズ把握は、本来市が主体的に行うべきものであり、協議会にのみ負わせるものではないと考える。
- ④-4 地域福祉懇談会の開催により、住民の福祉ニーズの把握に努めている。また、市内 社会福祉法人連絡会の組織化により、福祉の担い手を通じた住民ニーズの把握も計画されて いるが、より広範なニーズの把握のためには、社会福祉法人以外の福祉の担い手との連携強 化が望まれる。
- ④-5 市民の福祉ニーズ把握に向けた努力はなされているが、いまだ十分とは言い難い面があると思われる。
- ⑤ − 1 機関誌、HP、掲示場による情報公開が一般的だが、その範囲内で努力は評価できる。 さらに多様なハンディキャップを持つ市民に対してメッセージする手段を創出してほしい。 上記顧客ニーズの把握機会とのセットで情報公開に努めることも重要だと考える。
- ⑤-2 北上市情報公開条例は「出資法人の保有する情報の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない」(第27条)と定めており、社会福祉協議会も情報公開規定等を定める必要がある。

また、決算書は法人のホームページで公開しているが予算書は公開されていない。

- ⑤-3 イベントなどの情報に加え、事業計画、事業報告なども掲載しており、情報公開を行っている。
- ⑤-4 ホームページ上に、予算、「地域まるまるすまいるプラン(第3次地域福祉活動計画 見直し計画)」の掲載がなく、情報公開は十分とは言えない。
- ⑤-5 情報公開面では特段の問題点を認めない。
- ⑥−1 現状では効率的な組織体制の範囲にあると考える。
- ⑥-2 コミュニティソーシャルワーカーは兼任のため、アウトリーチがなかなか行えず、 能力の向上を図る機会が十分得られないのではないか。
- ⑥-3 多様な地域福祉ニーズに対応するため、前回評価時(平成25年)よりも専門家を正職員として採用するなど、体制の充実を図っている。
- ⑥-4 介護保険事業については、介護員がボトルネックとなっており、供給量の制約の中で、事業を実施しており、適切な人員配置が行われているとは言い難い。また、サービス活動収益の減少傾向に対し、人件費比率は増加しており、今後、事業規模に見合った人員配置の見直しが必要と思われる。
- ⑥-5 多様化する福祉ニーズに対応していくための職員のスキルアップ等、マンパワーの 強化については一層の努力が必要と思われる。
- ⑦-1 妥当な範囲にあると考える。
- ⑦-2 職員数や人件費に関する情報も、決算書等で明らかにすることが望まれる。
- ⑦-3 役員報酬については、報酬基準を定めて公開しており、適切と判断される。職員報酬については十分な調査を行わなかったので断定できないが、スタッフ採用も順調なようであり、それなりの賃金となっていることが窺える。
- ⑦-4 役員報酬は、「社会福祉法人北上市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規則」によれば、適切と思われる。職員の人件費は、他市社協職員と比較して同程度とのことであり、おおむね適切と考えられる。
- ⑦-5 役職員の人件費については特段の問題点を認めない。

[市の関わり方の評価]

■4. 市の施策との関わり(市の方針評価)

※チェックは**〇・**Λ・×で記載

一 干 . ロロリア ルビジ		/ / 」 型 日	<u> </u>	エクノはし) · Δ · /	、て記載
		チェック項目			市担当	委員会
① 市の施策と法人の設立目的、活動内容は適切な方向性にあるか。					0	0
② 市の期待する成果を十分に上げることが見込めるか。				Δ	4	
③ 市の財政	的・人的関与状況に	ー は適切か。			0	Δ
④ 市の方針	によらない場合に、	市民が不利益を被るか。			0	0
	のために、市は適 換等があった場合	切な対応を行っているか。 の対応を含む。)	0		0	Δ
		市担当部課の。	点検評価			
	□ A. 適切	☑ B. 概ね適切	□ C. 改善が必要	□ D.	抜本的 改革が	
□ おは、平成31年度第3次北上市地域福祉計画を策定することとしており、地域福祉の現状課題、市民ニーズの把握等を法人と協働で行い、計画策定の段階から法人が関わることで、活動内容がより適切になる。 ② 法人には、市が多くの事業を委託しており、多様化したニーズに対応する相談窓口を設置して事業を展開していることから、今後も社会の変化に応じた新たな事業に取り組むことで、一定の成果をあげることが見込める。しかし、法人の業務範囲が更に拡大していくと、マンパワー不足により本来の地域福祉問題に対応できなくなり得ることも考えられるため、市は地域課題と委託事業のマッチングを十分に検証していく必要がある。 ③ 市の方針、計画に合致した福祉活動を展開しており、公的サービス以外の共助を中心とした活動も担っている。現在の市の財政的、人的関与は概ね適切である。しかし、事業によっては、人材・財源不足でニーズに充分応えられていないものもあると思われるので、・市が委託している事業棚卸をし、まず市として事業の必要性や効率性を検証する・実績報告等の書面では見えない成果や事業の進め方について検証するといった対策を講じる。 ④ 市の方針によらない場合は、地域福祉活動の推進、地域ネットワークの構築がなされず、市民に不利益が生じる。①と関連するが、市は専門職を配置している法人の能力を活かした活動ができるよう地域課題を十分に検証、把握したうえで、計画策定とあわせて適切に方針を定めて法人に提示する。 ⑤ 多様化する課題に対応する地域福祉活動推進のため、財政的支援の見直しを行い、施策実						
	祉関係者等と役		構築、体制の整備、連携の)強化が必	要である	5。
		政策評価委員会	会の評価	_	11-1 11	4.
	□ A. 適切	☑ B. 概ね適切	□ C. 改善が必要	□ D.	抜本的 改革が	_
			画の策定を市と法人が協働容は適切な方向にあると考			

モデル (ともに支え合い地域福祉の推進)の中で、法人が受け持つ範囲に「地域福祉を担う 人づくり」などが含まれていないがこれでよいのか。

- ①-2 適切な方向性にある。
- ①-3 協議会は市の地域福祉施策の推進にとって最大無二のパートナーであり、協議会が 策定する地域福祉活動計画は市の施策を充分に配慮されている。
- ①-4 市の施策と法人の設立目的、活動内容は適切な方向性にある。
- ①-5 市の地域福祉計画に基づいて法人の地域福祉活動計画が策定されるという関係にあり、両者の関係は適切な方向性のもとにあると認められる。
- ②-1 法人が市の委託事業などを通してその期待に応えている。なお、市は法人のマンパワー不足や地域課題と委託事業の連携に一部不安を感じており、成果に不安要素もみられる。
- ②-2 市の「地域福祉計画」に対応した法人の「地域福祉活動計画」に基づいて事業を展開している。ただし、「小地域福祉ネットワーク」や「生活困窮者自立支援事業」は、市が取り組みを強化したいと考えている事業であり、法人の一層の努力が求められる。
- ②-3 市は協議会により広範な活動を求めており、その評価も十分とは認めていない。一方、協議会も福祉施策に関するステークホルダー間の調整を市が充分に果たしていないとの認識を有しており、今後の課題となっている。
- ②-4 介護保険事業において、人的資源の不足により、十分なサービス量が確保できていないなど、今後さらなるニーズの増大が見込まれる中で、市の期待する成果を十分に上げることが困難な可能性がある。
- ②-5 市、法人ともに相応の努力をしているものと認められるが、福祉ニーズが質・量ともに多様化していく中にあって、市委託事業や法人独自事業を十分にこなしていけるだけのマンパワーが確保可能かどうかに懸念がある。
- ③-1 市の関与は適切な範囲にあるものと考える。なお、法人へのマンパワーと委託事業の成果に対する市の持つ不安は、市の財政的・人的関与のあり方に点検の必要性があることの表れではないか?
- ③-2 市の財政的関与は大きくかつ増加傾向にあるが、新たな事業委託によるところが大きいので不適切とは言えない。
- ③-3 ②の市の評価の理由として協議会のマンパワーの不足を挙げているが、市が協議会に対してより広範な取組を一方的に期待するのでは無く、要請するのであればそれなりの財政的支援も検討すべきである。
- ③-4 県や市の福祉政策の受け皿として機能する法人として、市の財政的・人的関与状況は概ね適切であるが、法人運営に関しては、より指導性を発揮すべきと思われる。
- ③-5 市の委託事業と法人の独自事業の役割分担について十分に検討するとともに、市委託事業の資金効率(投資効果)に係る評価手法について検討すべきである。
- ④-1 市の方針によらない場合は、地域福祉活動の推進や地域ネットワークの自主的な形成に限界が生じることから市民の不利益が懸念される。
- ④-2 市は多くの事業を社会福祉協議会に委託しているが、当該法人が市域全体をカバーすると共に小地域ごとに支部を有することから余人のもって代えがたく、中止すれば市民に不利益が生じるであろう。ただし、NPO等多様な団体との連携が一層求められる。
- ④-3 協議会事業の多くが市の財源に依存している以上、市の方針によらない場合に市民が不利益を被ることは自明である。
- ④-4 市の方針によらない場合に、市民が不利益を被るものと思われるが、一方で、住民を会員とし、地域に根差したネットワークを有する法人として、地域福祉におけるリーダーシップの発揮が望まれる。

- ④-5 市の方針は概ね妥当と思われ、市の方針によらない場合に、市民は不利益を被るものと思料する。
- ⑤-1 市は一般的なレベルにおいては適切な対応を行っていると考える。しかしながら、法人への委託事業と地域課題のマッチングや、法人のマンパワーの問題、NPOその他市民組織との連携など法人の課題については、市との協働で解決しなければならない課題であり、市はそのための検討の機会を用意し課題解決のための行動が求められているのではないか?その点においてはまだ課題も残されているものと考える。
- ⑤-2 市と社会福祉協議会との間での役割分担をより明確にすべきではないか。例えば、 市の「地域福祉計画」に各主体の役割が書かれているが、抽象的で役割分担を明記している とは言いがたい。事業単位で役割を記述してはどうか。
- 5-3 ②及び③に記したとおり、より密接な相互理解と連携が望まれる。
- ⑤-4 市による法人の事業評価が十分にできているとは言い難い。個別事業の評価を行うとともに、地域福祉計画の進捗を管理(「地域まるまるすまいるプラン(第3次地域福祉活動計画見直し計画)」の評価)することにより、施策の実現に寄与しているかを定期的にモニターする必要がある。
- ⑤-5 多様化する福祉ニーズに対応するため、市としてNPOその他の福祉関係者等まで 視野に入れた役割分担、ネットワークの構築等を掲げており、概ね適切な方向で対応してい るものと思われる。

■ 5. 総括意見

①-1 法人は、基本的には設立目的に沿った事業を行っており、現状においても設立目的は有効であり希薄化していない。他の類似の事業主体との関係については、地域福祉の充実を図るために地域の対応力を最大化する必要があり、そのために法人が果たすべき事業の内容・質の分析を行って民間事業者への支援・指導を含む役割をも考慮しつつ事業・運営に当たることが望まれる。市への財政依存については、他の自治体に比して高いとはいえない。ただ、市民へのサービスに低下をきたすことがないようにという条件下で、必要な削減のための明確な論理が組み立てることが期待される。

法人は地域福祉活動計画で基本理念・目標を定めて事業を行っているが、中長期の経営方針はまだ用意されていないように思える。法人は、設立目的に沿った成果を上げていると考えるが、市民意識調査の結果では、満足度にかなりの順位低下がみられることから、その要因究明が必要ではないか?この点から見ると顧客ニーズの把握に余地があるように思える。

政 策 評 価 委員の意見

市の施策と法人の設立目的、活動内容は概ね適切な方向にあると考える。しかしながら、法人が市の委託事業などを通してその要請に応えているものの、市は法人のマンパワー不足や地域課題と委託事業の連携を不安視しており、このことは市の財政的・人的関与のあり方に再検討が求められていることの表れと考える。これらは法人と市との協働で解決しなければならない課題であり、市はそのための検討の機会を用意し課題解決のための行動が求められている。

- ①-2 自治協議会と連携した小地域単位の活動、生活困窮者自立支援など、新たな分野での役割が期待されている。こうした期待に応えられる人員の配置や研修機会の保障に取り組むことが求められる。
- ①-4 概ね適切である。地域福祉において、行政並びに民間事業者によってカバーされない領域を埋める重要な役割を果たしている。
- ①-5 社協のマンパワー強化や、同法人を中心とした多様な福祉活動主体のネットワーク 化等、今後対応していくべき課題は多いが、現状においては概ね適切と評価する。

■ 6. その他特記事項・参考意見等

- ①-1 総合計画のロジックモデルと法人が受け持つべき範囲に若干のズレがあるように思える。
- ①—2 法人の決算書の数値に誤りが確認された。是正の上、誤りが生じた原因を究明する必要がある。また、拠点区分事業別の決算状況がわかりやすくなるよう、拠点区分間繰入のあり方を再検討すべきではないか。
- ①-3 市は協議会の活動に対して期待する成果を十分にあげているとはいえないとの判断であり、協議会も市が地域福祉計画に記載されている協議会とNPOや他の関係・ボランティア団体との調整が不十分との意向を有している。

この両者の思いは、前回(平成25年度)の評価時点から変わっていない。今後、速やかに両者が胸襟を開いてこれらの課題について意見交換を行っていただきたい。

政策評価 委員の意見

①-4 行政の政策の枠外におけるリーダーシップが十分に発揮されているとは言い難い。 福祉の受け手、担い手である住民のネットワークを生かすとともに、社会福祉法人以外の福 祉関係者との連携も強化し、独自の事業を展開していくことが望まれる。

地域福祉計画の策定にあたり、計画の策定や進捗管理のプロセスを積極的に公開し、より広い関係者の関与を求めると良いと思う。

①-5 本評価シートは財団法人・社団法人用となっているが、評価対象法人は社会福祉法人であり、かつ社会福祉法109条にも設立根拠を持つ特殊な法人である。したがって、単なる民間法人とは異なり、設立当初から一定の公的事業を展開することが予定されている。そのような観点からすれば、市への財政依存度の高低を論点とするのは法人にとって酷であり、むしろ市が投下した資金が効果的に使用されているかどうかが問われるべきであると思料する。

■ 7. 市と協働して事業を行ううえでの市に対する意見等

出資法人等 の 意 見

①北上市の社会福祉の向上や地域福祉を推進するため、また、公的サービスだけでは解決できない生活課題を解決するには、市民をはじめ自治会、行政、福祉関係者・活動者、福祉事業所、当法人の連携が重要である。

②上記のことから、市には社会福祉事業全体として役割分担の整理などの総合調整機能を更に発揮していただくと、より効率的・効果的な事業の実施が期待されます。

③市との連携強化を図るため、市の職員に当法人の役割や事業・活動を説明する機会などを 設定し、お互いに顔の見える関係を作り、業務内容などの理解を得ることも必要だと思われ ます。